

大崎町 esports 大会業務に係る仕様書

1 業務名

大崎町 esports 大会業務

2 履行期間 契約締結日から令和7年2月29日まで

3 業務の目的

eスポーツは若年層だけではなく幅広い年齢層で楽しめるコンテンツであり、その人気は日本においても高まりつつあるなかで、eスポーツにおける町民の認知度向上及び交流人口の増を図り、地域経済への波及や地域の活性化につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) イベント開催日時

11月30日(土) 13:00 から 17:00 まで

12月1日(日) 10:00 から 15:00 まで

(2) 会場 (予定)

①発注者にてセントロ大隅大宴会場(大崎町永吉8360)を仮予約しているが、使用料は委託料に含めること。

②会場の準備、設営及びイベント運営は受注者で行うものとし、その費用は委託料に含める。なお、4(1)、(2)①について、受注者において新たに提案することを妨げないが、新たな海上を提案する場合は受注者において会場を確保すること。

(3) イベント内容

イベント内容やステージプログラムは受注者からの提案に基づき、発注者と協議の上決定するが、以下のプログラムを盛り込むこと。

また、イベントの実施にあたり、一般社団法人鹿児島県eスポーツ連合(問い合わせ先は5(14)を参照)との連携を必須とし、業務遂行の体制を構築すること。

なお、大崎町内の企業やスポーツ観光関連団体(観光関連団体については大崎町外の団体も含む)と積極的に連携すること。

① eスポーツ大会やエキシビジョンマッチ等の開催

大会は参加者による競技方式とし、競技ゲームタイトル(以下タイトル)は受託者が提案すること。提案するタイトルは複数でも構わないが、以下の条件を満たすものとし、発注者と協議の上決定する。

ア 大会方式は受注者がIPホルダーと調整の上、発注者とも協議し決定すること。

イ 課金や事前準備等で競技にあたっての優劣に差がつかないタイトル、あるいはそれらに左右されずに競技できるタイトルであること。

ウ 広く周知されているタイトルで多くの参加者や観戦者等が期待できること。

エ 老若男女が分け隔てなく対戦できるものとするが、属性等に応じて部門を設定しても構わない。

オ 家庭用ゲームソフトの場合は公序良俗に反する表現(戦争や暴力行為等)が含まれるゲームタイトルは認めない。

カ 募集告知やルール決定、実況・解説者の選定、PR、当日の運営管理について、IPホルダーの協力が得られるタイトルであること。

② eスポーツ普及に向けた一般向け体験会や公開試合等の実施

ア 本町でのeスポーツの普及に向け、イベント開催中、広く町民がeスポーツを常時体験で

きるブースや4(3)の①で実施する大会等を活用した一般向けイベントを適宜実施すること。

イ アの実施にあたっては、地域のプロスポーツ選手やプロeスポーツ選手等と参加者との交流を実施すること。

ウ 大崎町がこれまで実施したプログラミング教室及び太鼓の達人など、教育、医療福祉などeスポーツの様々な分野での可能性を提案するプログラムを実施すること。

なお、太鼓の達人を実施する場合はゲーム機、ゲームソフト、太鼓及びバチについては大崎町で用意が可能であり、健康ゲーム指導士が4名いるのでスケジュール次第で連携可能。ただし、健康ゲーム指導士に対する謝礼は委託料に含めること。

<大崎町用意可能物品>

switch1台、ゲームソフト(太鼓の達人)、太鼓22台、バチ22セット
プロジェクター1台、スクリーン1台

③ 物販・観光PRイベントの実施

ア イベント会場敷地内にて、来場者に向けた特産品の販売や観光PRブースを設け、出店者の募集から決定、出店における調整を行うこと。

イ アの規模及び出店者の募集方法について特段の指定はないが、発注者とも協議のうえ決定すること。

ウ 特産品販売ブースの出店者は大崎町内事業者(個人を含む)を優先的に決定し、スペースに空きがある場合は町外事業者の出店も可とする。

なお、観光PRブースは大隅半島内4市5町に限る。

エ 特産品販売ブース出店者からの出店料等は徴収可とするが、その金額は発注者と協議の上決定すること。

オ 物販・観光PRイベントは12月1日の1日のみ実施する。

(4) 周知、広報

イベントの開催告知、参加者等の募集・決定等は、受注者からの提案に基づき、発注者と協議のうえ決定する。

なお、大崎町のHP及びSNS等での告知も可能だが、より効果的なイベント告知の提案を行うこと。

(5) 協賛募集

イベントをより充実させるため、協賛企業を募集することを妨げない。ただし、協賛の実施にあたっては、事前に受注者と内容について協議すること。

(6) その他

① イベントの実施記録として、写真及び動画を撮影し、発注者に提出すること。

② 来場者数等の集計、アンケートの実施

イベントの参加者数、来場者数、配信視聴者数の集計・分析を行うとともに、来場者、競技大会参加者に対して、事前に内容を発注者と協議の上、アンケートの実施・集計・分析をして発注者へ報告すること。

5 留意事項

- (1) eスポーツ大会は、提案したタイトルにおいて部門を分けるなど幅広く参加者を募集できるよう工夫して実施すること。また部門を設ける場合は部門ごとに公平となるようルール設定すること。
- (2) 4(3)②ウについて必ずしもプログラミング教室や太鼓の達人の実施を求めるものではなく、実施しないからといって審査に影響することはなく、教育、医療福祉など本体験会の目的に応じたプログラムを提案すること。
- (3) 各タイトルのIPホルダーと調整の上、参加対象や人数を設定し、参加応募者多数の場合は、適正な方法で参加者を選定すること。
- (4) 参加費を徴収しないこと。また、優勝者への賞金(金券を含む。)を支払わないこと。ただし、副賞として物品を提供することを妨げない。なお、副賞を優勝者等へ提供する場合は、本町の特産品等ゆかりの有る物を選定し事前に発注者に協議し、承認を得ること。
- (5) 競技に際しては、使用機器不良や通信障害による運営の中断を防ぐとともに、不正が行われないうよう、必要な措置を図ること。当該措置については、各IPホルダーの意向を踏まえ、実施すること(例：会場における事前の使用機器等の動作確認や対戦画面録画等の事前検証など)。
- (6) タイトル使用に際して、IPホルダーから金銭を徴収しないこと。
- (7) 集客力のあるゲスト等による実演や解説、実況、トークショー等行うこと。
- (8) 受注者は決定した競技タイトルについて、速やかに各IPホルダー及び発注者と協議の上、業務スケジュールを提出すること。
- (9) イベント当日の進行については、司会者を活用し、来場者に分かりやすい進行とすること。また、ゲストを招致し、司会者と共にイベントの盛り上げを図ること。ゲストについては、eスポーツについて一定の知識があり、幅広く集客を見込める人物を提案することとし、(6)に示すゲストと同一人物であっても差し支えない。
- (10) 本業務の目的に資するもので、仕様書に記載の内容以外に効果的な取組みがあれば、業務想定額の範囲内で随時提案すること。
- (11) 本町からのパソコンの準備及びリリースは行わないため、委託先で準備調整すること。
- (12) 各種ゲームや広報物に使用する著作権等の権利については事前に関係先に確認を取ること。
- (13) イベントは2日間行い、4(3)①及び②の内容について、例えば1日目を予選会、2日目を本戦にするなど工夫し、本町をはじめ宿泊や飲食店の利用が伴うなど滞在時間が長くなるような企画提案をすること。

ただし、4(3)③の物販・観光PRイベントは12月1日のみの実施とする。

- (14) 一般社団法人鹿児島県eスポーツ連合の問い合わせ先
〒890-0052 鹿児島県鹿児島市上之園町5-2 903
電話番号：099-299-8888 担当者：事務局長 松田 様

6 業務管理

- (1) 本業務全体の運営に係る基本的な考え方、開催における成果目標等の実施計画を策定し、契約締結後、速やかに発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は以下について速やかに対応し、発注者に書面にて報告の上その承認を得ること。
 - ① 連絡調整及び進行管理に万全を期すため、業務に精通した責任者(以下「業務責任者」という。)

を置くこと。

- ② 業務責任者の指揮下に、企画ごとに責任者及び適切に実施できる業務スタッフを配置すること。
 - ③ 業務責任者以下、全業務スタッフの指揮系統を明示すること。
 - ④ 発注者との連絡・調整の窓口となる担当者を定めること。
 - ⑤ 契約後からイベント終了までの業務スケジュールを作成すること。
- (3) マニュアル・進行台本の作成・提出 イベントに係る実施内容やスケジュール，役割分担，業務手順，緊急時の対応想定等を記載した運営マニュアルを作成し，発注者の承認を得た上でイベントを実施すること。また，進行台本を作成・提出し，発注者の承認を得た上で運営すること。なお，進行台本の初稿は，イベント実施の2週間前までに提出すること。
- (4) 実績報告書の作成・提出 イベント準備から実施までの業務及びアンケート結果等を取りまとめた報告書を作成し，提出すること。

7 その他

- (1) 仕様書に定めのない事項又は仕様書に疑義がある場合は，本町と協議のうえ定める。
- (2) 業務の実施にあたり，疑義が生じた事項については，本町と協議のうえ対応すること

8 業務の履行確認

- (1) 業務完了後は，「業務報告書」を提出する。
- (2) 業務報告書提出先
鹿児島県曾於郡大崎町仮宿 1029 番地
大崎町役場 商工観光課広報観光係